

平成 2 8 年 4 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 28 年 4 月 26 日 (火曜日)

平成28年4月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成28年4月26日（火曜日） 午後3時00分～午後4時10分

2 開催場所 南大隅町本庁会議室

3 (1) 出席委員（18人）

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	6 番	横 原 洋 伸
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9 番	松 山 和 子
〃	10 番	愛 甲 博
〃	11 番	田 中 秀 実
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 己
〃	14 番	武 田 栄 一 郎
〃	15 番	持 留 志 保 子
〃	16 番	松 山 正 広
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	竹 之 内 勝 男
〃	19 番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局主幹兼係長 戸島 和則
 支所産業グループ長 上籠 康幸
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 66号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 67号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 68号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 69号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 70号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成28年4月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は18名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、9番の松山委員と10番の愛甲委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請2件は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、
議案書をもとに説明します。

(議案第66号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、持留です。

議長： 15番、持留委員。

15番： 4月17日に〇〇氏と調査をしました。現地は〇〇〇線を〇〇〇方向に進み、〇〇〇
に入る信号の東側で〇〇〇の建物の東側に位置している水田であります。現在は耕耘さ
れておらず、草も刈られていない状況ですが、近々、耕耘をされ水稻を準備するとのこ
とでした。以前は〇自治会の〇〇氏がショウガを作っておられたところでした。調査の
意見としましては、譲渡人は〇〇歳と高齢のため、今回、譲受人の〇〇氏より売買の話
しとなり、3条の申請となりましたが、譲受人は〇〇〇町より本町に転入し、実父の〇
〇氏とともに親子で水稻などを作付して有効な営農を継続する意向もあって、現地の取
得には問題はないと考えられます。皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第66号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第66号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第66号受付番号2番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： (議案第66号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11番： 11番、田中です。

議長： 11番、田中委員。

11番： 4月20日に〇〇氏と午前8時より現地調査を行いました。現地は、〇〇〇の〇〇〇交差点より県道〇〇〇線を〇〇〇方面に約500m行った左側の山の頂上にあり、現在、山林化、竹林化しておりました。周囲も山林化しているような現地でした。調査の意見としましては、現地も山林化している訳ですが、周囲の農地はほとんど遊休農地となり、ほぼ山林化しており、譲受人の〇〇氏が周辺の農地及び山林をほぼ取得されており、熱帯植物の栽培を行うということで、周囲の農地及び山林にもドラゴンフルーツ、グァバ、アボガドなどの熱帯植物がすでに植えられており、当該農地も熱帯植物の栽培を行うという意味で開墾をされると言われており、遊休農地解消にもなり周囲にも何ら迷惑を及ぼさないと考えられたため、許可することに問題はないと思います。皆様の審議をよろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑にはいりません。ご意見等ありませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第66号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第66号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は2件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは8ページの議案第67号の議案書をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第67号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

13番： 13番、野村です。

議長： 13番、野村委員。

13番： 説明は17ページの略図で説明いたします。

真ん中の道路の部分が、〇〇〇でその下に申請地として上がっておりますが、4月20日に橋口会長、溝田委員、瀬崎委員そして事務局から2名と行政書士とで現地確認を行いました。申請地の状況としましては、〇〇〇より〇〇〇に行き南南西に200mぐらいの道路沿いにあります。申請者は〇〇〇県で建築左官業を営んでおり、大隅半島での事業拡大をしたく、申請地に現地駐在所と車両を置くための駐車場を設けたいといということでの、申請となっております。近隣は、アパートや個人住宅等が立っておりまして、申請地は長い間、盛土がなされ、また、擁壁も設けられており宅地化されている状態でありました。調査の結果としましては、農地は道路を隔てたところでありまして、何ら問題はないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

議長： ありませんか。

委員： (「なし」との声多数。)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第67号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第67号受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に議案第67号 受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは18ページの議案第67号受付番号2番の議案書をご覧ください。
(議案第67号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

15番： 15番、持留です。

議長： 15番、持留委員。

15番： 4月20日に事務局、武田委員、瀬崎委員、〇〇氏、〇〇氏と調査をいたしました。
〇〇さんは欠席をされました。場所は〇〇〇線を〇〇〇方向に進み、〇〇〇の手前、
東側の水田にあたります。〇〇〇番地の〇〇氏の水田、〇〇〇番地の〇〇氏の水田両方
とも、草払いはされず今は草丈も高くなっている状況です。調査の意見としまして、昨
年度より3条・5条の申請があり、譲受人の水田である入口の一角であります。〇〇氏
の〇〇〇の駐車場確保のため、現状のまま利用し、隣接の農地などへの水路も確保され
ておりますので、5条の申請は問題ないと考えられます。皆様のご審議をよろしくお願
いします。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意
見等ありませんか。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： 何らこれに問題はないのですが、集落接続施設。1種農地にこのようなものを作る場
合は、全部これで許可できるということですか。ということは、作業場とかも1種農地
にできるということですか。どのようにとらえたらよろしいんですか。そのあたりを教
えていただければ。

事務局： 集落がありそれに接続、隣接する農地。

事務局： 3戸以上隣接をしている農地について、集落接続施設としている。

事務局： (距離など詳細については、後程資料を配布する。)

17番： わかりました。

議長： 他はございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第67号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第67号受付番号2番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第68号、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、27ページの議案第68号の議案書をご覧ください。
町長から農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められています。
議案第68号については1件です。受付番号1番の議案書をもとに説明します。

(議案第68号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告をもとめます。

5番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

9番： 4月20日に事務局3名と田淵・半田・瀬崎委員の3名で現地調査をしました。○○○の代理人も立ち会いました。申請地は、○○○集落から西側に約1kmの場所です。元々みかんが植えられておりましたが、大分前に廃園になって、現在は全く手が入れていない、荒地の状況となっております。北側には、お茶畑がありますが、他は荒地の状態です。調査の結果については、所有者の○○さんは○○○集落の出身ですが、現在は鹿児島に居住しており今後も帰郷の見込みがなく、このまま荒廃するものと考えられ、農振除外に問題はないと思われまます。以上です。

議長： これより質疑に入ります。事務局、担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第68号受付番号1番について、承認される方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第68号受付番号1番は承認することに決定しましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第69号非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、36ページの議案第69号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は2件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第69号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

13番： 13番、野村です。

議 長： 13番、野村委員。

13番： この案件につきましては、3月18日に5条申請のあった〇〇〇の現地調査の後に、現地確認を行いました。申請地は〇〇〇から下流に300mの河川沿いにあります。住宅敷地内の2筆については、〇〇〇工事により宅地と田の残地になっていると思われま
す。今回、宅地として売却する計画ですが、購入者が非農家であるための申請であります。調査の意見としまして、一ツ葉の木やブロック塀で境界が設けてあり、宅地の状態
であります。現在の地目の田に復旧させるのは難しいと考えられます。

議 長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第69号受付番号1番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第69号受付番号1番は、非農地として証明することに決定
いたします。

議 長： 次に、議案第69号受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、40ページをお開きください。

(議案第69号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

11番： 11番、田中です。

議長： 11番、田中委員。

11番： 4月20日に会長、事務局2名、溝端委員、根占地区担当の徳留委員、竹之内委員と申請人の代理人であります、〇〇氏と現地調査を行いました。現地は、〇〇〇の真ん中あたりにあります。〇〇〇から海岸方向に約200m進んだ突き当りの右側にある空き地でございます。周囲は完全に住宅街の中で、当該地の半分程度はコンクリートで塗られたり側溝が入っている状態で、面積も少ないことから、農地への復旧は厳しい感じがします。近隣の方に聞いても、「何故ここに畑があったのか？」という話しでした。申請書にも記載されておりますが、申請人の代理人の話しによりますと、「子供のころから炭小屋があった。」と、また、「昔、少し大根などを植えていた感じ。」であるという話しでした。おそらく、住宅街の中の家庭菜園的に使っていたものが農地として残っているのではないかと思います。〇〇氏より〇〇氏の方が、宅地に隣接しているので、駐車場として使いたい、ということで購入について話しをされたようであるが農地であったため、今回、非農地願いが出されました。現状を見ても復旧は厳しいし非農地として認めても何ら周囲にも迷惑をかけないのではと思われまいます。非農地としても何ら問題はなないと思われまいます。皆様のご審議方をお願いします。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第69号受付番号2番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第69号受付番号2番は、非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第70号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 43ページの議案第70号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第70号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第70号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第70号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について

議 長： よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成28年4月南大隅町農業委員会
定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員